

東交通安全情報

東警察署交通第一課

令和8年8月25日発行

7月21日施行

道路交通法・自動車運転死傷処罰法が一部改正！

○ 道路交通法（酒酔い運転）

改正前: アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態

改正後: **数値基準が新設**

呼気中アルコール濃度**0.5mg/l**以上

又は血液中アルコール濃度**1.0mg/ml**以上

※ 基準値未満でも「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」であれば酒酔い運転となります。

○ 自動車運転死傷処罰法（危険運転致死傷罪）

● 飲酒類型の数値基準の明確化

改正前: 「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」で



自動車を走行させ、人を死傷させた場合

改正後: 呼気中アルコール濃度**0.5mg/l**以上又は血液中アルコール濃度**1.0mg/ml**以上のアルコールを保有

上記の数値基準を満たさなくてもアルコールの影響により正常な運転が困難な状態も対象

● 高速度類型の新設

- 最高速度60km/h以下の場合 **+50km/h以上**
- 最高速度60km/h超えた場合 **+60km/h以上**
- 上記に準ずる速度であって、道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度

● 殊更滑走等類型の新設

殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて自動車を走行させ、人を死傷させた場合